

最良執行方針

平成 17 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 10 月 29 日改正
令和元年 9 月 6 日改正

頭川証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定め
たものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場
合につきまして、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及び REIT（不動産投資信託
の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取保有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、全て委託注文として取り次ぎます。

(1) 上場株券等

- ① 当社においては、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文は、全て国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引シ
ステム）への取り次ぎは行いません。なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における
売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- ② ①においては、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICKの情報端末（当社の本支
店の店頭でご覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当
該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。
ただし、継続注文をお受けしている期間中に、選定金融商品取引所市場が変更された場合には、受注当初の選定市場での執行を継続します。た
だし、お客様からのご指示があれば主市場が変更された後に当初の注文を取消し、再受託した注文について、変更後の金融商品取引所市場に取り
次ぎます。なお、制度信用取引につきましては、当社制度上、反対売買を同一金融商品取引所市場で行うことが前提となっているため、反対
売買を行う時点で上記金融商品取引所市場が変更された場合でも、建玉と同一金融商品取引所市場において執行いたします。
- (C) 当社は金融商品取引所市場の取引参加者又は会員となっていないため、(a)又は(b)により選定した当該金融商品取引所市場への注文の
取次ぎについての契約を締結している当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。な
お、銘柄によっては注文をお受けできないものがあります。

(2) 取保有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取保有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。

ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。当該銘柄
の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が 1 社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取り次ぎを行おうとする時点の直
近において当社が取り次ぎできる金融商品取引業者のうち、お客さまにとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次
ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れている
と考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合は、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さま
にとって最も合理的であると判断されるからです

(2) 取保有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取保有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。

ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客さまの換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客さまからいただいた
売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客さま
の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引につきましては、2. に掲げる方法によらず、各々に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客さまから執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法
 - ② 端株及び単元未満株の取引
端株及び単元未満株を取扱っている他の金融商品取引業者に取り次ぐ方法
※銘柄によりお取扱いできない場合があります
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合があります。その場合でも
その時点における最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等様々な要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
従って、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

(附則) この改正は、令和元年 9 月 6 日より適用します。